

70周年
今年是世界人権宣言
あなたの人権は
世界の大切

世界人権宣言70周年京都アピール

1948(昭和23)年12月10日、第2次世界大戦の悲惨な戦争を教訓として、第3回国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。同宣言の前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪えない権利を認めることが、世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」と述べています。人権の尊重は、世界の自由、正義そして平和の基礎であるというのです。しかし、そうした人権の尊重のためには、世界の人びとや国が共通に尊重すべき人権とは何かを示す必要があります。そのために作られたのが世界人権宣言でした。そして、本年は、世界人権宣言が採択されてから70周年の記念すべき年に当たります。

世界人権宣言の採択後、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの人権条約が採択されました。これらの条約の出発点になっているのが、世界人権宣言です。さらに、1994(平成6)年には、「人権教育のための国連10年」が、2004(平成16)年には、「人権教育のための世界計画」が相次いで決議され、21世紀が人権の世紀となるよう世界各国で人権教育が推進されてきました。

しかしながら、世界は今なお、地域紛争や自然災害、難民問題や貧困など、平和と人権を脅かす事態に直面しています。我が国に目を移しても、部落差別や外国人等に対するヘイトスピーチ、女性・子ども・高齢者・障害のある人等への暴力や虐待などが依然として存在しています。また、新たにインターネットの発展に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、ネット上の人権侵害が横行するなど、人権問題は、複雑化、多様化、複合化しています。

こうした中、国連は、2015(平成27)年に「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択し、貧困の解消、ジェンダー平等の実現、不平等の是正などを目指し、「誰一人取り残さない」との理念を掲げました。我が国では、翌年の2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が施行されました。いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしています。これらの人権問題の解決に向けた取組を積極的に進めることが必要となっています。また、いわゆるLGBTなど、性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題となっています。

こうした様々な人権問題の状況等を踏まえ、『世界人権宣言』70周年を契機として、私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、共に考え、そして力強く行動していきましょう。

2018(平成30)年11月18日

京都府知事・京都人権啓発推進会議会長 西脇 隆俊
京都市長 門川 大作
京都府法務局長 田中 茂樹
公益財団法人世界人権問題研究センター理事長 大谷 貴

忘れないで。
君のための宣言だ。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第26条

すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

世界人権宣言の全文はこちらから



12月4日～10日は人権週間です。

問い合わせ先 京都府府民生活部人権啓発推進室 TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268 MAIL jinken@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/jinken/

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」 https://kyoto-jinken.net

人権問題法律相談 ～京都府人権リーガルレスキュー隊～

弁護士が、人権問題の法的解決に向けてアドバイスをいたします。(無料)

電話相談 TEL 075-741-6321

第1・3(火)(1月のみ第2・3(火))14:00～16:00(1人20分～30分)

面接相談 (来所/要予約) ※予約は相談日の1カ月前から1週間前まで受付(1人40分)

- 京都府庁 予約 075-414-4271 第4(火)13:30～16:30(1月のみ第5(火))
- 各府総合庁舎 13:30～16:30
 - 宇治 予約 0774-21-2049 12/25 峰山 予約 0772-62-4301 1/22
 - 亀岡 予約 0771-24-8430 2/12 舞鶴 予約 0773-62-2500 3/12

● (夜間) 京都弁護士会京都駅前法律相談センター
予約 075-741-6322 第3(水)18:00～20:30

人権擁護委員による 特設相談

人権問題一般についての相談(無料)

- 府民総合案内・相談センター (府庁内/要予約) 13:00～16:00
予約 075-414-4235 12/13、1/10、2/14、3/14
- 各府総合庁舎 (予約不要) 13:00～16:00
 - 峰山 1/9、3/13 福知山 1/8、3/5 亀岡 1/10、3/7
 - 宮津 12/12、2/13 綾部 12/4、2/5 田辺 12/20、2/21
 - 舞鶴 12/6、1/10、2/7、3/7 園部 12/6、2/7 木津 1/17、3/28

京都市の人権特設相談(要予約・電話075-366-0322(人権文化推進課))
【京都市消費生活総合センター】12/27、1/24、2/28、3/28
【各区役所】右京区12/20・3/28、左京区1/17、下京区1/17、伏見区2/21

あなたのまちにも呼んでみませんか?
「世界がひとつの家族のように」広め隊

地域のイベントや、学校・幼稚園に伺います!ぜひお声をください。

「世界がひとつの家族のように」広め隊は、京都府人権啓発イメージソングを通した人権啓発活動を行う、大学生を中心としたボランティアチームです。人権イベントでの合唱、紙芝居、ぬりえコーナーの運営などを行っています。

◆お問い合わせは、京都府人権啓発推進室 TEL 075-414-4271 まで

「えせ同和行為」には毅然とした対応を!

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実にして企業・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。不当な要求には、毅然とした態度で拒否することが重要です。

◆えせ同和行為についてのご相談は TEL 0570-003-110 (みんなの人権110番)へ ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。